

催し

子どもフェスティバル
のご案内

移動動物園、お化け屋敷、消防体験、ゲームやバザーなど楽しい催しがいっぱいあります。

●日時 5月15日(土)

午前9時～午後1時

●場所 内子運動公園総合グラウンド

※雨天時は内子東自治センター
●主催 内子町子どもフェスティバル実行委員会

●共催 内子町・内子町教育委員会

【問い合わせ】

内子自治センター
☎0893(44)3073

22年度合同芸能発表会
を開きます

文化協会の会員が、日ごろの練習の成果を披露します。

●日時 5月16日(日)

正午開演

●場所 内子座

●演目 民謡・カラオケ・舞踊・詩吟・落語・三味線・琴・ダンス ほか

農林施設整備事業
補助金の交付要綱改正

農家を支援し、農業の活性化を図る目的で、内子町農林業施設整備事業補助金交付要綱が改正されました。

●期間 22～26年度の5年間

●対象事業・事業費 園芸施設、きのこ栽培施設および設備の新規・増設にかかる必要資材費の全額

●対象事業費の範囲 1施設に要する資材費の10万円以上、100万円以内

●補助金の額 対象事業費に30%を乗じた額で、上限を

●入場料 無料
●主催 内子町文化協会内子支部

【問い合わせ】

教育課 自治・学習班
(内子分庁内)
☎0893(44)2114

気軽に文化講座in内子
のお誘い

今年度も、愛媛大学法文学部との共催による文化講座を開きます。国内・海外のさまざまな文化を通して、自分たちの地域を見つめ直し、まちづくりのヒントを探ります。

●日時 5月20日(木)

午後7時～

●場所 内子自治センター

●テーマ 「日本のジャズ史」

●講師 中原ゆかり教授

●内容 戦前・戦後の日本の歌謡曲に大きな影響を与えているジャズ。ジャズと歌謡曲の接点を解説します。

●対象 高校生以上

※町内外を問わず、どなたでも参加できます。

●参加費 500円

●主催 愛媛大学法文学部・内子町教育委員会 ほか

【問い合わせ】

教育課 自治・学習班
☎0893(44)2114

うちこ福祉館の
行事案内

《健康講座》

●日時 5月25日(火)

午前9時30分～

●場所 うちこ福祉館

●定員 先着15人

●講師 徳岡 達子^{うちこ}栄養士

●参加費 1人 350円

●持参品 エプロン、米1合

【問い合わせ】

うちこ福祉館

☎0893(44)3410

自衛隊音楽隊
「ふれあいコンサート」

●日時 6月20日(日)

開場 午後1時

開演 午後2時

●場所 松山市民会館

●演奏者 第1部＝海上自衛隊呉音楽隊／第2部＝松山市民吹奏楽団との共同演奏

●入場料 無料(整理券必要)

●申込方法 本人の氏名・住所を書いて切手を張った返信用封筒と、必要枚数を記入した紙を同封し、郵送でお申し込みください。抽選の後、返信用封書で通知します。

●申込期限 5月31日(月) ※必着

お知らせ

自動車税の納付は
5月31日までに

自動車税の納税通知書を、5月10日に送付(予定)します。お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

●納付できる場所

金融機関、コンビニエンスストア、愛媛県地方局および支局

●納付期限 5月31日(月)

※自動車税は、車検を受けるときに納めればよい税金ではありません。必ず期限内に納付してください。

【相談・問い合わせ】

愛媛県南予地方局

八幡浜支局 税務室

☎0894(22)4111

解雇や倒産などによる失業者の
国民健康保険税が軽減されます

●対象

非自発的失業者

※雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇など事業主の都合で離職した人)、および特定理由で離職者(雇用期間の満了などで離職した人)
※ただし、給与所得以外の人、65歳以上で離職した人、雇用保険適用外の人などは対象となりません。

●確認方法

雇用保険受給資格者証による確認とします。「離職年月日理由」欄に記載される理由コードが次のコードであれば対象となります。

特定受給資格者	理由コード 「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	理由コード 「23」「33」「34」

●軽減内容

保険税算定の際に、前年の給与所得を100分の30として算定します。

●軽減期間

22年4月1日以降で、離職日の翌日の属する月から、翌年度末まで

例1) 離職日が21年3月31日の場合

→軽減期間 22年4月～23年3月

例2) 離職日が22年3月31日の場合

→軽減期間 22年4月～24年3月

例3) 離職日が22年9月20日の場合

→軽減期間 22年9月～24年3月

●申請方法

雇用保険受給資格者証とハンコをお持ちの上
住民福祉課 税務班 国保税係、内子分庁、または小田支所で申請してください。

【問い合わせ】

住民福祉課 税務班 国保税係

※詳しくは、気象庁のホームページをご覧ください
☎http://www.jma.go.jp/

【問い合わせ】

松山地方気象台 防災業務課
☎089(933)3610

愛媛県交通事故相談所
からのお知らせ

愛媛県では交通事故に対する相談事業を行っています。

●日時 平日の午前9時～午後4時

※受付は午後3時まで

●場所 愛媛県庁 第2別館
※相談する場合は、事前に電話で予約してください。

☎089(941)2111

(内線5586)

●準備しておく相談しやすいもの

- ・交通事故証明書の写し
- ・事故状況の資料、現場図
- ・負傷の内容や治療の経過
- ・事故関係者の年齢、職業、月収または年収
- ・自賠責保険証明書の写し、任意保険の加入状況資料
- ・保険会社からの通知・説明文書など

【問い合わせ先】

愛媛県県民環境部 消防防災安全課 交通安全推進係
☎089(912)2321